

令和4年1回定例会
斑鳩町議会会議録

令和4年3月4日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
6番	大森 恒太朗	7番	嶋田 善行
8番	井上 卓也	9番	横田 敏文
10番	坂口 徹	11番	濱 真理子
12番	木澤 正男	13番	奥村 容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副町長	乾 善亮
教育長	山本 雅章	総務部長	西巻 昭男
安全安心課長	真弓 啓	住民生活部長	加藤 恵三
住民生活部次長	北 典子	福祉課長	中原 潤
環境対策課長	東浦 寿也	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	都市創生課長	本庄 徳光
会計管理者	黒崎 益範	教育次長	栗本 公生
教委総務課長	松岡 洋右	生涯学習課参事	平田 政彦

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕2番 齋藤議員

1. 子どもの遊び場について

- (1) ボール遊びができる遊び場の斑鳩町の現状について
 - (2) 子どもの遊び場確保の対策について。
2. 高齢者優待券交付事業の有効活用について
- (1) 高齢者優待券それぞれの交付状況、利用状況、利用率及び外出支援タクシー助成券の交付状況、利用状況、利用率について。
 - (2) 高齢者優待タクシー券や外出支援タクシー助成券の利便性を高めることについて。
 - (3) 高齢者優待券の利用拡大などについて。
3. 豪雨時の水害対策について
- (1) 富雄川、三代川、竜田川の水害対策の改修事業計画、事業の進捗状況、完成予定について。
 - (2) 大和川遊水地や貯留施設の設置計画、進捗状況、完成予定について。
 - (3) 河川改修、遊水地設置、貯留施設設置などの水害対策での斑鳩町の支出総額及び年単位支出見込みについて。
4. 資源物の分別回収の促進について
- (1) 食品トレイの分別回収について。
 - (2) 天ぷら油などの使用済食用油の分別回収について。
 - (3) 一升瓶やビール瓶の分別回収について。
 - (4) 令和4年4月施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への斑鳩町の対応について。

〔2〕 1番 溝部議員

1. 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)について
- (1) 見守りネットワークの設置について。
 - (2) 斑鳩町における消費者生活相談の状況と課題について。
 - (3) 見守りネットワーク設置によるメリットについて。
 - (4) 見守りネットワーク設置に向けた財源確保について。
2. コロナ感染症第7波を見据えた学習について
- (1) 各学校施設での学級閉鎖、学年閉鎖による学習への影響について。
 - (2) 令和3年度に行うべき授業時間の確保について。
 - (3) 第7波を見据えた学習の進め方についての方針。

〔3〕 11番 濱議員

1. 新型コロナウイルス感染予防について。
 - (1) 公共施設の利用人数制限の経緯・制限の基準、解除の基準等について。
 - (2) 公共施設の利用人数制限の現況について。
 - (3) 定期のサークル活動やスポーツなどの参加者について「濃厚接触者」「学校・学年・学級等の閉鎖該当者」の対応について。
2. 高齢者等のごみ出しの支援について
 - (1) 収集日・収集物の間違いや不法投棄等の発生状況について。また、その処理について。
 - (2) 資源物、有料収集の支援について。

〔4〕 13番 奥村議員

1. 食品ロス削減計画について
 - (1) 斑鳩町食品ロス削減計画の策定について。
2. マルチメディアダイジー教科書について
 - (1) マルチメディアダイジー教科書の推進について。

〔5〕 12番 木澤議員

1. 保育所の運営について
 - (1) なぜ令和4年度の保育所入所申し込み数が昨年と比べて急激に増加したのか。子ども子育て支援計画で見込んでいる推計と比べてどうなっているのか。
 - (2) 町内保育所（私立も含め）の保育士の配置状況と保育士配置基準の緩和に対する町の見解について。
 - (3) 保育士の処遇改善について、国の交付金活用の実態と非正規職員への対応について。
2. 男女共同参画推進計画について
 - (1) 数値目標をかかげて取り組んでいる項目の達成・実施状況とそれに対する町の見解について。
 - (2) コロナ禍などの計画策定当初にはなかったものやジェンダー平等を目指

す社会の進展など情勢の変化等により対応が必要になっている問題について、町としてどのように認識し、計画にはどのように反映してきたのか。

(3) 次期計画策定に向けた課題について。

3. 地球温暖化対策計画について

(1) 計画の策定に際し、目標の設定は国際基準に基づいて行うべきではないか。

[6] 7番 嶋田議員

1. 前定例会で質問した事について

(1) 東小学校の雨天時の南門の開放及びグラウンド内の通行帯の整備について。

(2) 始業時間までの全門の開放について。

2. 新型コロナの感染者について

(1) 令和4年からの斑鳩町の感染者数が他町に比べて増加していることについて。

3. 斑鳩らしい教育について

(1) 以前に提言した斑鳩を意識した教育について。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、2番、齋藤議員の一般質問をお受けします。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、子どもの遊び場について質問させていただきます。

子どもの成長にとって欠かせないものは遊び場です。子どもは遊び場の中で社会性を学び、コミュニケーション能力を育み、運動能力を発達させます。ひと昔前に遊び場であった神社やお寺の境内は子どもたちの遊び場でなくなり、唯一の遊び場である公園も狭いため、ボール遊び禁止、野球・サッカー禁止などの禁止事項が書かれた看板が貼りつけてあり、ボール遊びが自由にできる公園は少ないと思われまます。

斑鳩町に限ったことではありませんが、屋外での遊び場の減少と相まってゲームやインターネット等の電子メディアの発達はその遊び場をインドア化してコミュニケーション能力や五感を使い感受性を育む機会を減少させているように思います。

また、塾に通う子どもが増えたことなども屋外での遊び場を減少させています。

斑鳩町は、平成29年6月21日に子育て応援宣言をされました。子育て応援宣言には、『子どもたちは、その一人ひとりがそれぞれに個性や能力、夢を持ったかけがえない存在であり、未来の希望です。この子どもたちが、心豊かで健やかに成長することは、町民全ての願いであり、大人の責任です。そのため、斑鳩町は「このまちで子どもを産みたい、育てたい。そして、いつまでもこのまちで暮らしたい。」と、誰もが実感できるまちをめざし、町民一人ひとりが子どもたちを見守りながら、育むとともに、家庭、地域、事業者及び行政が力を合わせて子育てを応援する』とあります。

また、令和2年度から令和6年度までの第2期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画には、「地域における学びと遊びの機会の充実として、地域の中で子どもが適切な遊びや学びを通じて豊かな人間性を育めるよう支援します。また、多彩なスポーツ、レクリエーション活動を身近にできるよう様々な年代が参加できるスポーツ活動を支援します」

とあります。

ひとつ目の質問です。子育てするため、斑鳩町で子どもを産みたい、育てたい、そしていつまでもこの斑鳩町で暮らしたいと思えるよう、屋外での子どもの遊び場、野球やサッカーのボール遊びができる場所の確保について、公園とグラウンドについて斑鳩町の現状をお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 本町の公園やグラウンドについてのご質問でございます。

本町には、県立竜田公園のほかに斑鳩町の管理する都市公園として大小含めると47か所ございますが、ご質問の野球やサッカーなどのボール遊びができるような比較的面積の広い公園といたしましては大和川第一緑地や上宮遺跡公園がございます。これらの公園におきましては、子どもたちの遊び場として、また高齢者の方の憩いの場として様々な世代の方がご利用されております。公園を安全安心にご利用いただくため、利用される際には周りの状況等に配慮いただきながら、他の利用者の方や周辺にお住まいの方に危険や迷惑がかからないようマナーを守ってご利用いただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 続きまして、町内のグラウンドについてでございます。

現在、町内のグラウンドといたしましては、斑鳩県健民運動場、天満スポーツグラウンド、斑鳩南中学校サブグラウンドがございまして、皆様にご利用をいただいているところでございます。斑鳩健民運動場は、月曜から日曜の午前8時30分から午後9時まで、天満スポーツグラウンド、斑鳩南中学校サブグラウンドは月曜から日曜の午前8時30分から午後5時まで利用可能となっております。これらの施設は町内在住、在勤の方であれば使用可能となっており、施設を使用する際には使用日の4週間前の同一曜日から当日までに中央体育館窓口もしくはインターネットで申請し、許可を受けていただく必要がございます。なお、各グラウンドの使用料は無料となっておりますが、斑鳩健民運動場を夜間利用される場合は、夜間照明使用料として4千円が必要となります。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。質問の二つ目です。

屋外で子どもが野球やサッカーなどのボール遊びができる公園などは場所が少なく子どもは困っており、またボールが公園付近の住宅に入り住民が困っているところもあります。ボール遊びができる場所を確保する対策として、史跡中宮寺跡地の一部を遊び場として活用する、大和川河川敷を整地して遊び場として活用する、現在、計画中の大和

川遊水地を活用するなどの方法があり、早急に対策すべきだと思います。

斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） まず、史跡中宮寺跡の活用についてでございます。

史跡中宮寺跡の公園につきましては、歴史学習だけでなく、憩いの場、ふれあいの場など様々な目的で多くの方にご来訪いただきたいと思います。このことから来訪される皆様が安全で快適にご利用いただけるよう園内に公園利用にあたっての禁止もしくは注意事項を記載した利用案内板を設置してありまして、その禁止事項のひとつに「まわりの人に迷惑をかける危険な球技はやめましょう」と明記をさせていただいております。これは、園内でのボール遊び全てを禁止するのではなく、例えば万一人に当たってもけがにならないような柔らかいゴム製のボールを使った遊びや、野球やサッカーなど試合のようなものではなくキャッチボール程度に控えるなど、周囲の利用状況を確認いただいた上で、他の利用者に危険や迷惑が生じない範囲で楽しんでいただければというもので、今後もマナーを守ってご利用いただければと考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 続きまして、大和川第一緑地の活用についてお答えさせていただきます。大和川第一緑地におきましては既に遊歩道などを整備しており、現在新たに整備等を行う計画はございませんが、皆様に安全で快適にご利用いただけるよう1年間を通じて、季節や利用状況などに応じた回数で草刈りや清掃を行うなど適正な管理に努めております。先ほど申しあげましたとおり、他の利用者や周辺にお住まいの方に危険や迷惑がかからないようマナーを守ってご利用いただければと思っております。

次に、大和川遊水地等を活用した公園の整備に関してお答えいたします。公園の整備につきましては、用地取得や用地取得に要する費用や、整備費用、整備後の維持管理費用など多額な事業費が必要になってまいりますことから、設置場所や規模、利用頻度や費用対効果など検討すべき課題が多くございます。町といたしましては、質問者も言われますように大和川遊水地の底面利用など他の事業と連携して実施する手法等により、効率的かつ効果的な公園の整備、充実についても引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。子どもが伸び伸びと野球やサッカーなど

の遊びができる場所の確保を要望しまして、一つ目の質問を終わります。

二つ目に、高齢者優待券交付事業の有効活用について質問します。斑鳩町は、高齢者優待券交付事業として、高齢者の社会生活の拡大と健康で楽しく生きがいのある生活を送っていただくため、70歳以上の高齢者に優待券を交付しています。

優待券の種類として、C I - C A、I C O C A、高齢者優待タクシー乗車券、高齢者優待券があります。高齢者優待券は、いきいきの里に入館できる券など4種類の中から選択できます。そのほか、高齢者優待利用券があり、法隆寺の無料拝観やコミュニティバスに無料で乗車できます。高齢者にとって活動範囲を広げることができ、健康維持やフレイル対策など健康寿命を延ばすことにつながります。また、令和2年度からコミュニティバスの減便に伴い、高齢者の日常生活における利便性の向上及び社会参加の促進を図るため、70歳以上の方に高齢者外出支援として外出支援タクシー助成券が交付されています。坂がありバス停まで行けない、バス停まで遠い、運転免許証を返納したなどで高齢者にとって優待タクシー券の交付は大変助かっています。高齢ドライバーによる高速道路の逆走、アクセルとブレーキの踏み間違い、運転中の突然の体調不良などの事故が発生しています。事故に巻き込まれた方や運転手も大変不幸な出来事で、事故を起こしてしまうと取り返しがつきません。優待タクシー券の助成は早めに免許証の自主返納を促進する環境づくりにもなります。

奈良県は、要介護1までを健康、と定義して、65歳平均自立期間を発表しています。報道によると、平成30年の斑鳩町の65歳平均自立期間は男性18.62歳、女性20.50歳です。平均要介護期間は男性1.79歳、女性3.99歳です。平均要介護期間は男女共奈良県平均より長い状況です。自立期間をより長く、要介護期間をより短く、高齢者が健康で楽しく生きがいのある生活を送っていただくためにも、高齢者優待券の活用を促進するため、より使いやすく多くの方に使っていただけるよう工夫をすべきだと思います

ひとつ目の質問です。高齢者優待券それぞれの交付状況、利用状況、利用率、外出支援タクシー助成券の交付状況、利用状況、利用率をお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 高齢者優待利用券と外出支援タクシーについてのご質問でございます。はじめに、高齢者優待券の種類別の本年度の交付状況を申し上げます。令和4年1月末現在でございますけれども、対象者7,360人に対しまして5,318人に交付をしております。交付率は72.3%となっております。内訳でございます

が、C I - C Aが482人、交付率で6.5%、I C O C Aが4,275人、交付率で58.1%、タクシー券が366人、交付率で5.0%、優待共通券が195人で、交付率が2.6%となっております。優待券の利用状況でございますけれども、利用状況が確認できますタクシー券と共通利用券については2年度間利用できるため、前年度分の券の利用も含め申しあげますと、タクシー券が1,182枚、本年度の交付数に対する利用率が46.1%、共通券が7,257枚、利用率で74.4%となっております。

次に、外出支援タクシー助成券の本年度の交付状況でございます。本年1月末現在で対象者7,360人のうち5,169人に交付を行っております。交付率は70.2%、本年度の利用枚数は1万1,576枚となっております。なお、外出支援タクシー助成券につきましては、質問者も述べられましたとおり、平成31年度よりコミュニティバスの台数を2台から1台への変更に合わせて開始したものでございます。コミュニティバスの利用実績は減便前の平成30年度で述べ2万6,713人、令和2年度で述べ2万2,738人となっており、その令和2年度実績に外出支援タクシーの券の同年度の利用件数1万2,139件を合わせますと、3万4,877件でございます。減便前の利用件数と比較をいたしますと8,164人、30.6%の増、また、令和3年度末の推計値といたしましては約4万1千人と推計をしておりますことから、こちらにつきましても減便前の利用件数と比較をいたしますと1万4,287人、53.5%の増というふうになる見込みでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。利用者が増えている傾向であり、大変うれしく思います。引き続き、タクシー助成券のPRをしていただいて、高齢者の外出支援を支援いただきますようお願いいたします。

二つ目の質問です。利用者から高齢者優待タクシー乗車券や外出支援タクシー助成券は免許証の自主返納をして車に乗れないので大変助かっているという声を聞いております。一方、利用は1回の乗車で基本料金を支援していますが、もっと使いやすく1回の乗車で基本料金分を2枚、3枚と利用できるようにしてほしい、また、高齢者優待タクシー券を100円分利用券、200円分利用券などにしてほしいというふうな要望を聞きます。利便性を高めるため変更すべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 高齢者優待券交付事業や外出支援タクシーの助成事業につきましては、高齢者の社会生活の拡大と健康で楽しく生きがいのある生活を送ってい

ただため、少しでも多くの外出の機会を確保していただくことを目的と実施をしていますことから、1回の乗車で複数回の基本料金に相当する額を助成することや、高齢者優待タクシー券を100円券または200円券にすることについては、現段階では考えておりませんので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。利便性を高めるため、引き続きご検討くださるよう要望いたします。

三つ目の質問です。高齢者が社会生活の拡大と、健康で楽しく生きがいのある生活を送っていただくため、高齢者優待券で町内の町営駐輪場を利用できる優待券、生き生きプラザの会場を利用できる使用券、公民館を利用できる使用券などの利用拡大をご検討と、百歳体操参加で利用券を追加するなど、利用できる範囲の拡大及び優待券の追加を検討すべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 高齢者優待券事業の共通券の利用範囲拡大についてのご質問でございますけれども、共通券につきましては、平成31年4月にそれまでのふれあい交流センターいきいきの里入館券、すこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器利用券を統一いたしますとともに、町民プールの入館、斑鳩三塔健康走ろう会にも利用いただけるよう、利用範囲の拡大を行ってきたところでございます。また、翌年の令和2年度には、より多く利用いただけますよう共通券の利用を6千円から1万円に引き上げをさせていただいたところでございます。さらなる利用範囲の拡大等につきましては、これまでと同様に引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、百歳体操等の地域包括支援センターが主催するほとんどの各種介護予防事業につきましては、現在、健康マイレージポイントが加算され、ポイントに応じて景品と引き換える仕組みがございまして、既にその景品の中に、いきいきの里ふれあい交流センター入館券や、すこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニングルーム利用券が含まれている状況となっております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。高齢者が健康で楽しく生きがいのある生活を送っていただくよう、引き続き、高齢者優待券交付事業の有効活用ができるように検討していただけるよう要望しまして、二つ目の質問を終わります。

三つ目の質問でございます。豪雨時の水害対策についてお尋ねします。地球温暖化は

異常気象による干ばつなどで農作物への被害、水温上昇で魚の分布が変わり水産業への影響、熱中症などの健康被害などいろいろな問題が発生しております。また、豪雨が発生し河川の氾濫、堤防の決壊、内水氾濫、土砂崩れなど、いつどこで起こってもおかしくない状況です。大和川で昭和57年8月に、戦後最大と言われる洪水が発生しました。奈良県地方気象台の資料によると、大阪府柏原市上流域で12時間雨量が146ミリ、2日間で285.9ミリの雨量が記録され、奈良県での死亡、行方不明者は16名、大和川をはじめとする奈良県下各河川が氾濫し、床上、床下浸水が合わせて1万2,398棟に及んだとあります。国は昭和57年8月と同規模の豪雨を想定して、洪水氾濫による浸水被害の防止を目的に、大和川流域総合治水対策事業を実施中です。そして、令和3年12月24日には、改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、大和川水系、大和川ほか18河川が特定都市河川に指定されました。特定都市河川指定により、国の補助率が高くなり、治水に対する弾みがつくと思います。

ひとつ目の質問です。大和川水系の支流で斑鳩町を流れる富雄川、三代川、竜田川は水害対策として河道や河川掘削、堰の整備などの事業が行われています。

改修事業計画、事業の進捗状況、完成予定についてお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 大和川の支川で斑鳩町に流れる富雄川、三代川、竜田川の改修計画、事業の進捗状況、完成予定についてのご質問でございます。ご質問の三つの河川につきましては県管理の河川であり、平成14年2月に策定された河川整備計画に基づき奈良県事業として整備を進められております。まず、竜田川につきましては、町内の整備は完了いたしております。次に、富雄川につきましては、おおむね10年に一度発生する洪水に対して安全に流下させる改修計画で現在進められており、計画区域は安堵工区として安堵町笠目地内高瀬井堰から大和郡山市外川町地内外川橋までの5,500メートルが整備区域として位置づけられております。現在の状況を郡山土木事務所を確認いたしますと、高瀬井堰から西安堵井堰までの約480メートルが完成いたしており、令和4年度に西安堵井堰の右岸側取り付け擁壁の工事を進めるとともに、上流の阿波興留共同井堰や高安の茶の前井堰など井堰改修についての協議及び用地協力の交渉を鋭意進めていくとの回答でございました。

次に、三代川につきましては、おおむね3年に一度発生する洪水に対して安全に流下させる改修計画で進められており、阿波3丁目地内のサントル法隆寺式番館北側から阿波1丁目地内の東洋シール工業株式会社までの区間約1,100メートルが整備区域と

して計画されております。現在の状況は、サントル法隆寺貳番館北側から安堵町笠目に通じる町道306号線の交差点までの区間の用地が整いましたことから、今後、護岸工事を進める予定であると連絡をいただいております。

なお、各河川の整備計画についての完成時期につきましては、地元交渉、用地協力、県予算等の状況によりまして変わりますことから、定められた期日はございませんが、状況の整った箇所から早期に進めるとの回答をいただいているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続き、スピード感を持って、富雄川、三代川の水害対策の推進を要望し、二つ目の質問に移ります。

大和川の遊水地として、斑鳩町では三代川地区と目安地区の2か所の設置が計画されています。また、新たに雨水をためる奈良県平成緊急内水対策として、斑鳩町法隆寺北1丁目地区内に貯留施設の設置が計画されています。遊水地や貯留施設の完成により、大和川の氾濫を防止する効果が増大します。

設置計画、進捗状況、完成予定についてお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 大和川の遊水地事業及び奈良県平成緊急内水対策事業の整備計画と進捗状況、完成予定についてのご質問でございます。

まず、大和川の遊水地事業についてでございます。大和川は国の直轄河川でございますので、事業主体は国土交通省大和川河川事務所でございます。整備規模は戦後最大規模となる昭和57年8月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目的に、大和川中流部強靱化事業として遊水地事業が進められております。斑鳩町内の遊水地はJR関西本線大和路線から北側の三代川地区、南側の目安地区を予定し、洪水時には安堵町の窪田地区、川西町の唐院地区、保田地区の5地区を合わせておおむね100万立方メートルの洪水調節を行う計画でございます。進捗状況につきましては、三代川地区では2月に土地所有者を対象に説明会が開催され、3月から用地測量、境界の立ち会い作業を行い、その後、令和4年度より用地買収が進められる予定でございます。また目安地区につきましても、地元調整状況を踏まえ順次進めていく予定と聞いております。完成予定につきましては、現時点で完成時期を定めることは難しいとのことでございますが、今後、用地取得状況を踏まえ完成予定時期を示させていただくと聞いているところでございます。

次に、奈良県平成緊急内水対策事業でございます。奈良県では、大和川流域地内の内

水対策として家屋の浸水被害解消に向けた貯留施設の整備に対し、国の交付金事業と併せた県の補助制度が設けられましたことから、斑鳩町が事業主体となって三代川流域の家屋浸水被害解消に向けて、この補助制度を利用し、三代川上流に位置します法隆寺北1丁目地内に貯留施設の整備を計画いたしております。本年度に測量設計業務、令和4年度に用地の買収、令和5年度、令和6年度に工事を実施していく計画でございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。安全安心な斑鳩町にするため、早期に遊水地や貯留施設の完成を要望しまして、三つ目の質問に移ります。

大和川水系、大和川ほか18河川が特定都市河川に指定されました。これにより国の補助率が増加をされます。河川改修、遊水池設置、貯留施設設置など水害対策に斑鳩町の支出の総額及び全体の支出見込みをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 河川改修、遊水地設置、貯留施設設置など水害対策として斑鳩町が支出する総額及び支出見込みについてのご質問でございます。国及び県の河川改修事業及び国の遊水地事業につきましては、国及び県管轄の直轄事業となりますので、町の支出はございません。次に、平成緊急内水対策事業として貯留施設を法隆寺北に整備する事業につきましては、町が事業主体となりますことから、国、県の補助金を活用し事業を進めてまいります。今年度は1,250万円の予算を計上し、測量設計業務を発注する予定でございます。質問者が説明いただきましたように、大和川が特定都市河川に位置づけられますと、国の補助率が変更となりますことから、令和3年12月24日に大和川が特定都市河川に指定されましたので、現在、発注の事務手続を進めている状況でございます。また、令和4年度は用地買収、令和5年度から令和6年度の2か年で工事を計画しており、事業の総額として約2億300万円、その財源内訳といたしまして国50%、県25%、町25%であり、町の支出額は約5,070万円を見込んでいます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。国や県に強く働きかけ、一刻も早く豪雨による水害が発生しない対策の実現を要望しまして、次の質問に移ります。

次に、資源物の分別回収の促進について、質問します。

高齢で買った荷物が重く自宅まで持ち帰れない、体が不自由で運転免許証を自主返納したなどで買物に不自由感を感じている方がいらっしゃいます。また、共稼ぎで仕事の

関係でたびたび買物に行けないなどの理由で、店に行くことができず宅配や通信販売で食料品を購入される方も増えています。資源物の分別回収についても、買ったお店や公民館まで返しに行けないなどで困っている方も増えております。

資源物の分別回収について、住民の利便性の向上、資源化の促進について質問します。

ひとつ目に、資源物の分別回収で発泡スチロール製の食品トレイは、役場や公民館に設置されている回収ボックスもしくはスーパーなどの回収箱となっています。ペットボトルと同様に資源物の回収袋に食品トレイ欄を設けて分別回収し、住民の利便性の向上と資源化を推進すべきだと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 斑鳩町では容器包装リサイクル法に基づき、平成15年から食品トレイの分別拠点回収、資源化を実施しているところでございます。開始につきましては、スーパー等店舗の回収箱をご利用いただくほか、公共施設におきましても町内全般17か所に拠点回収場所を設け、住民の皆様にご利用いただけるよう行っているところでございます。また、以前からモデル的に一部の自治会や農協計3か所でも拠点回収を実施しているところでございます。食品トレイにつきましては、比較的軽量で容量もかさばらず重ねることができることなどから、また、スーパー等店舗のご利用による排出となることが多いことから、その回収につきましても、できるだけスーパー等の回収箱をご利用いただき、店舗、企業側におきまして資源化していただけるよう拠点回収を推進しているところでございます。なお、ペットボトルにつきましては、潰しても容量がかさばり、大きさや重さなども一定あること、スーパー等の店舗ご利用以外においても頻りに排出されることなどから、拠点回収のみではそぐわないということで、町指定資源物回収袋による収集とスーパー等の公共施設での拠点回収を併せて実施しているところでございます。こうしたことに加えまして、今以上の町指定袋による分別種類を増やすことにより、住民の皆様の負担がさらに増えること、ごみ置場や収集日の重複、町の収集にかかる人員経費の増などもある中で、食品トレイの町指定袋による分別収集につきましては慎重に検討する必要があるものというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続きご検討を要望しまして、次の質問に移ります。

家庭から出る天ぷら油などの使用済食用油は回収して石けんなどに再利用されます。しかし、回収場所まで持っていけないので困っている方もおられます。不燃物または危

険物のごみ回収日に使用済食用油も分別回収し、住民の利便性向上と資源化を推進すべきだと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 使用済食用油につきましては、拠点回収により重油の代替燃料や石けんなどにリサイクルをしているところでございます。拠点回収場所といたしましては、町公共施設9か所の各窓口で受付をしており、回収につきましては使用済食用油ということで安全のため無人の回収箱は設置しておらず、各施設の業務時間内において受付の窓口にお渡しいただく形で回収を行っているところでございます。無人の回収箱による拠点回収や、議員が述べられております集積場での回収につきましては、容器が倒れるなどして油がこぼれ出して引火したり、地面が滑りやすくなるなど利用者や通行の方、収集員にとって非常に危険となりますことから、安全のため、またごみ置場の適切な維持管理の観点から、使用済食用油につきましては今後も各施設の窓口での拠点回収によりまして資源化を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。回収している自治体もでございます。先進地事例も参考にしながらご検討いただくよう要望しまして、次の質問に移ります。

お酒の一升瓶やビール瓶は販売店などに返却となっております。通信販売やスーパー等ではお酒の一升瓶やビール瓶を引き取っていただけないお店もあります。資源物としてビン・缶と一緒に回収すべきだと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） お酒の一升瓶やビール瓶につきましては、斑鳩町ごみの分け方・出し方の冊子のほうで、お願いといたしまして販売店などに返却していただくよう周知はさせていただいておりますが、どうしても販売店などに返却できない場合には、町のビン類・缶類で排出いただくことも可能でございます。しかしながら、お酒の一升瓶やビール瓶などは環境面からも再利用のリユースが一番であり、そして次に再生利用のリサイクルということで、できる限り販売店などにご返却をいただき、店舗、企業側の責任で再利用・リユースまた再生利用、リサイクルしていただきたいことから、住民の皆様にはこうした方法でお願い、周知をさせていただいているところです。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。次の質問に移ります。

令和4年4月から、プラスチックに関わる資源循環の促進等に関する法律が施行され、事業者にはフォークやスプーンなどの特定プラスチックの提供方法の見直しなどが義務づけられます。また、市町村には、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと、努力義務が規定されます。斑鳩町の対応について、お尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 令和4年4月に施行されますプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律におきましては、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等のとりくみを促進するための措置を講じることとされており、主な措置内容といたしましてはプラスチック資源循環の促進等の総合的かつ計画的に推進するため、ひとつとしてプラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に資する環境配慮設計、二つとしてワンウェイプラスチックの使用の合理化、三つとしてプラスチック廃棄物の市町村による分別収集や再商品化の促進、四つとして製造販売事業者等の自主回収や再資源化の促進、五つとして排出事業者に対する排出抑制や再資源化の促進などにつきまして、基本方針を策定し個別の措置事項を定めております。法律の施行による、議員が述べられてますワンウェイプラスチックの使用の合理化に関わる部分につきましては、小売りやサービス業などのワンウェイ、使い捨てプラスチックを提供する事業者が、プラスチック排出量の抑制に向けとりくまれることとなり、コンビニエンスストアなどのプラスチックスプーンやフォーク、ストローなどの有料化、代替素材、バイオマスプラスチックや再生紙などへの転換、マイスプーンやマイフォーク等の普及などが見込まれております。また、プラスチック廃棄物の市町村による分別収集や再商品化の促進に関わる部分におきましては、基本方針の策定や個別の措置事項によりまして、全国的に市町村による分別収集、再商品化が進むものと見込まれております。斑鳩町におきましては、平成17年より、その他プラスチック類といたしまして、ペットボトル、食品トレイ以外のプラスチック資源を一括して分別収集し業者委託により再資源化を進めておりますことから、今般のプラスチック資源循環促進法の施行により特別に必要となる対応はございません。しかしながら、現在、制度の詳細につきまして環境省において検討されておりますことから、未定な部分が多いところでございますが、詳細が示されましたら、その他プラスチック類の処理方法や回収方法につきまして、住民負担の軽減や、より安価で効率的、効果的に資源化できる方法につきまして調査検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。斑鳩町はゼロ・ウェイストを宣言されております。斑鳩町が率先して、住民とともに、未来の地球のため、燃やさない、埋め立てない対策の推進を要望しまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、ひとつ目として、消費者安全確保地域協議会、いわゆる見守りネットワークについてお伺いをいたします。日本では高齢化の進行に伴い、高齢者の消費者被害が深刻な状況となっています。その原因は、高齢者にあっては健康面や経済面への不安、判断力の低下などといった消費者被害を受けやすい状況にあること、加えて、これらの要因に付け込む悪質な事業者が存在することなどにあると考えられ、高齢者の消費者被害は今後も高齢化が進むにつれてさらに増加していくのではないかと考えます。そもそも事業者と消費者の間には、情報力や交渉力の格差などが存在すると思いますが、実際の消費者被害は様々な要因によって生じます。その要因には、高齢者や障害者、若年者などに見られる知識、経験または判断力の不足などといった継続的なものと、情報技術の発展などに伴って複雑化する商品、サービスの特性、取り引きの性質、勧誘行為の内容、勧誘者との人間関係などの一時的なものがあると考えます。高齢者や障害者、若年者などに対して、さらに一時的な脆弱な状況を生じさせる要因が加わると、他の消費者以上に大きな被害が生じる危険性が高まるのではないのでしょうか。そのため、高齢者などの消費者被害を防止するための対応が必要であると考えます。同時に、情報技術のさらなる発展とそれに伴う社会の変容によって、高齢者などだけではなく、全ての消費者へ対応の必要性も高まっているのではないのでしょうか。今後のさらなる高齢化の進行等を見据え、消費者が安心して安全に生活できる社会を実現する必要があると思います。

そこでお伺いをいたします。ひとつ目として、消費者の権利の尊重という観点から、高齢者を含む全ての消費者が安心して安全に消費生活を送ることができる社会の実現のために、消費者安全確保地域協議会、見守りネットワークが必要であると考えますが、設置の状況についてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 消費者安全確保地域協議会、いわゆる見守りネットワークの設置についてのご質問でございます。消費者安全確保地域協議会とは、平成26年6月に消費者安全法が改正され、高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して、見守り活動を行うために設置することができる協議会でございます。高齢者等を消費者被害から守るため、福祉関係者や医療関係者、警察や消費者団体、民間事業者、自治会など地域で見守る多様な担い手が、見守り活動の中で発見した消費者被害の端緒情報を確実に消費生活センター、または消費生活相談窓口の相談へとつなぐためのネットワークであり、被害の早期解決や拡大防止、未然防止につながることでございます。

奈良県におけるとりくみ状況等でございますが、県では現行の高齢消費者、障害消費者被害防止情報交換会を、この消費者安全法に規定する消費者安全確保地域協議会に、今月に移行することで設置をする予定と聞いております。また、県から各市町村に対しましては、本地域協議会の設置を検討するようこれまでに要請されているところではございますが、現在、県内市町村で設置されているところはないとお聞きしております。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。現在、47都道府県で栃木県、沖縄県、奈良県の3県だけ設置率ゼロで、どうしてそういう状況なのかよくわからないんですけども、設置については現段階では奈良県も今月設置し、各市町村にも要請されているということで理解をいたしました。

では、二つ目の質問として、斑鳩町の生活相談の状況はどうなっていますか。

また、それに伴う課題などありますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 斑鳩町における消費生活相談の状況と課題についてのご質問でございます。本町が実施している消費生活相談についてですが、毎週木曜日の午後1時から午後4時まで、そして第4木曜日につきましては昼休みを除く午前9時から午後4時に消費生活相談を実施しております。また、生駒郡4町による連携により月曜日から木曜日の各曜日におきまして、郡内4町のいずれかの町で消費生活相談を開催し、相互に相談ができる体制を整えているところでもございます。さらに月曜日から金曜日におきましては、県の消費生活相談センターで、また、消費ホットラインでは毎日相談をすることができ、いつでも住民の方が相談できる体制となっております。

本町における最近の相談状況ですが、件数で申し上げますと平成30年度では84件、令和元年度は71件、令和2年度では81件となっております。消費者被害防止のためには、第一に消費者被害に遭わないための啓発が重要であることから、町広報紙で消費者被害の事例紹介等を定期的に掲載しております。また、令和2年度には訪問販売お断りシールを各戸配布したところでもございます。このように町といたしましては、啓発活動を継続的に実施しておりますが、その情報をいかに町民の皆様にお伝えできるかが重要であると考えており、また、課題であると感じているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。様々な啓発活動はしていただいておりますけれども、斑鳩町の相談件数が内容は様々であったとしても、年70件、80件あるということで、決して少ない数ではないのではないかというふうに感じております。

やはりこの見守りネットワークの設置をすると、構成する組織間で連携がとれるなどのメリットがあるのではないかと思いますけれども、三つ目の質問として、この見守りネットワーク、消費者安全確保地域協議会の設置におけるメリットについてどのように認識されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 本地域協議会の設置につきましては、先ほども申しあげましたとおり、被害の早期解決や拡大防止、未然防止につながることでできるとされているところでございます。令和2年3月に独立行政法人国民生活センターが取りまとめた、消費者被害の防止や救済のための見守りに関する現況調査では、地域協議会を設置した自治体の約半数が構成員間の協力体制の協力関係の強化を認識されていることから、一定のとりくみの効果がうかがえる一方で、構成員や見守り関係者との連携の難しさや業務負担を感じている自治体は相当数あり、一概にとりくみが円滑に進んでいない状況が報告されております。また、市町村の人口規模、地域協議会にかけられる人的、財政的資源など自治体が抱える事情も様々であることが指摘されております。そうしたことから本町におきましては、高齢者や障害者等の消費者被害の防止に当たりましては、今後とも庁内関係課等と情報の共有化を図り、相互連携を密にした対応ができるよう努力してまいりますとともに、消費者安全確保地域協議会について、先進地事例や県内の動向も踏まえまして調査研究してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。効果がうかがえる一方で、自治体が抱

えている様々な状況でとりくみが円滑に進んでいないという状況もあるということです。県内の動向として、お隣の王寺町で設置されるということです。今後の斑鳩町の状況も見据え設置をすることで消費者被害を早期解決、また今以上に未然に防ぐという効果が期待できるのであれば、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

そして、四つ目としてこの見守りネットワークを設置するとなった場合、予算措置が必要になると思いますが、補助金や交付金などを活用した財源確保についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 本協議会の設置に向けた財源確保についてのご質問でございます。初めに予算ですが、本協議会の設置に当たりましては、その設立及び運営に要する直接的な費用として事務費等が必要となります。加えて間接的な費用としてこの事務に従事する職員の人件費が生じてまいります。また、その財源につきましては、国において設立等に必要となる費用に対する補助メニューがあることは確認しております。予算財源につきましても、先進地等の状況を調査、研究してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 今後、斑鳩町における高齢化の進行等に伴い消費者が脆弱な状況に置かれる機会が増えていくことを見据え、安心して安全に生活できる社会を実現するため、消費者支援のためにも見守りネットワークの構築の検討と、併せて福祉の観点からも重層的支援体制の強化をよろしくお願いをいたします。

続きまして、二つ目の質問に移ります。二つ目は、新型コロナウイルス第7波に向けた学習の確保についてです。現在、全国的に10代以下の感染者が急速に増加しており、オミクロン株は従来株に比べて感染性、伝播性が高いことも明らかになっております。社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルス感染症と生きていかなければならない状況の中で、斑鳩町においても感染拡大の防止や子どもたちの健康を守るため、連日、各学校で学級閉鎖や学年閉鎖など対応していただいているかと思っております。子どもたちの学びの保障との両立には現場の皆様にも様々な工夫をしていただいていると思っておりますが、子どもたちが学校を休まないといけない状況が本人の感染、学校や家庭等での濃厚接触者となること、また、学級、学年閉鎖などと様々なところで増えており、私がお伺いした話だと、いろいろな状況が重なった結果、本人は感染していないのにもかかわらず1か月近く学校に行けなかった例もあるようです。やはりこのことによる学習への影響を保護者の皆様、また子どもたちも不安に感じています。

そこで、ひとつ目として、各学校での学級閉鎖、学年閉鎖などによる学習への影響について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 年明けから新たな変異株でありますオミクロン株による新型コロナウイルス感染者の増加が続いているところでございますが、文部科学省の新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインにおきまして、地域一斉の臨時休業につきましては、学校における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響の観点からも避けるべきであるとされており、臨時休業や学級閉鎖等を最小限にとどめ、学校教育活動の継続に努めているところでございます。昨年から続くコロナ禍におきましては、臨時休業や学級閉鎖等は常に想定されることから、前倒しの授業時間の確保の視点を持ちながら、縮小される学校行事等の時間を充て、教育活動に取り組んできたところで、こうした中で特に3学期ということもあり、現時点ではおおむね学習内容に大きな遅れは生じていないものと考えているところでございます。

しかしながら、年明けからこれまで実施した町立小・中学校の臨時休業や学級閉鎖等によって授業時間の減少、クラスによっては学習の進度に多少の差が生じるなどの影響が出ていることも否定できないところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。常にコロナを見据えた授業時間の確保を用意いただいていたということで、学習内容の大きな遅れはないけども、学級閉鎖、学年閉鎖の影響で学習の進度に差が生じる影響があるかもしれないということですが、二つ目の質問といたしましては、それらを含めた令和3年に行うべく授業の確保についての現在の状況を教えてください。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 臨時休業、学級閉鎖等による学習への影響につきましては、これを最小限とするために町立小学校におきましては、臨時休業時におけるオンライン授業を実施し、動画資料やドリル教材の活用など、ICT機器を活用しながら学びの充実を図っているところでございます。また、新型コロナウイルスに感染された児童生徒や、濃厚接触者として出席停止の処置をとらせていただいている児童生徒に対しましても、学習保障や学校とのつながりの確保の観点から、学校での授業を自宅等でも受けることができる対策を講じているところであり、学習の保障にとりくんでいるところでござ

ございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） オンライン学習やまた出席停止などの子どもたちも授業が受けられるハイブリットオンライン授業も行っているということはお伺いしております。

ただ、先生方も感染したり濃厚接触者になったりと、オンライン授業をする予定だったのにもかかわらず、急にできないというような状況もあるようですので、自分で学ぶことができるようなオンライン学習ツールなど、今も使っていると思いますけれども、さらなる拡充も効果的であればお願いしたいと思います。

そして、三つ目として、このコロナ感染症、どこまで、どのように続くのか見えない状況ではありますが、また第7波が来た場合に備えて、どのように学習を進めていかれるか、その方針を教えてください。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 学校の教育活動につきましては、教員から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合いを通じて行われることを基本として、新型コロナウイルス感染症の影響がある中におきましても、その趣旨を踏まえて感染拡大防止に十分配慮しながら、教員が様々な工夫を行い学校における指導を充実させることが必要であると考えております。今後、新型コロナウイルス感染がこれまで以上に拡大し臨時休業、学級閉鎖等を頻繁に実施することとなった場合、授業時間を確保するため一日当たりの授業時間数の増加などの時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮等の検討が必要となりますが、これには児童生徒の負担を伴うものと考えております。

このことから児童生徒の学びの保障や負担を軽減する観点から、ICT機器を活用したオンライン学習をこれまでも実施しているところでございますが、令和4年度からはICT指導員を配置し、教員のスキルアップを支援することで、さらなるICT教育の充実を図り、非常時における児童生徒の学びの継続に備えてまいりたいと考えているところでございます。しかしながら、体育や技術等の実技教科につきましては、オンライン学習だけでは100%の補完は難しく、臨時休業、学級閉鎖等の解除後における授業におきまして、感染症対策を講じながら授業を実施する必要があると考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。2年前の学校の一斉休校の際に、学習の遅れに関する行政の対策で期待しているものとして、オンライン授業の活発化という

のが最多であったというアンケート結果もございます。来年度はICT指導員を配置され、現場の先生方にはさらなるスキルアップをしていただくということでご苦労もあるかと思いますが、しっかりとお願いをいたしまして、斑鳩町内でオンライン学習スキルが学習の格差になってしまわないようお願いすることと、今後、コロナがどうなるかわかりませんが、さらに備えていただきますよう、どうぞよろしくお願いをいたします。

このコロナで今までは当然に予測し得る未来への安心感が、すべてにおいて先が見通しにくくなったことによる大きな不安感に子どもたちの心の中でも変わっていると思います。教育委員会のリーダーシップの下に学校を支援し、子どもの学びを導いていただけるようお願いをいたしまして、一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

ここで、10時半まで休憩します。

（ 午前10時07分 休憩 ）

（ 午前10時30分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず1点目の新型コロナウイルス感染予防についてということで質問を始めさせていただきます。昨年末にかけて感染者の減少が見られ、このまま収束につながってほしいという希望が、激増の感染拡大で消えてしまいました。日々の感染者数は奈良県と同様に斑鳩町でも最多記録の更新が続きました。一方、3回目のワクチン接種も始まりました。また、低年齢へのワクチン接種や、治療薬の開発、認定、処方など医療面での変化は大きく進んでいます。現在、感染者数はゆっくりと減少していますが、新たな変異株の脅威は今後も繰り返され、不安が増大していくばかりでございます。住民の生活への影響は計り知れず、行動面での制約、規制が各所で行われています。

まず、①公民館などの公共施設での利用人数の制限のこれまでの経緯、制限の基準、解除の基準等についてお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防にかかります公共施

設、特に公民館等の利用人数の制限のこれまでの経緯等についての質問でございます。

まず、公民館における利用人数制限のこれまでの経緯でございます。令和2年4月9日に町内において、新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことによりまして、翌4月10日金曜日から5月10日まで臨時休館の措置を講じ、その後、4月17日に全国に緊急事態宣言が発令されたことから、臨時休館を5月31日まで延長したところでございます。その後、緊急事態宣言の解除や、県内及び町内の感染者数の減少などから、国のガイドラインに基づき施設再開にかかる安全措置として、令和2年6月1日より公民館大ホールを利用制限100名、その他の研修室等については定員の50%とする人数制限を設定するとともに、大声での発声、歌唱を伴う活動を禁止する利用制限や感染症対策を講じた上で、貸館を再開をしております。なお、この貸館の再開に際しましては、各研修室の定員制限に伴い施設使用料を半額に減免することとし、利用者の負担軽減に努めたところでございます。そして、6月19日金曜日には国のガイドラインの定員制限の緩和に伴いまして、大ホールの定員制限を100名から通常定員の50%である150名としております。その後、10月15日木曜日には公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの改訂に伴い、大声での歌唱、発声を許可する緩和措置を実施をしております。

令和2年6月の公民館貸館再開以後、定員制限及びそれに伴う減免措置については合計8度の延長を経まして、感染症対策に努めながら運営に取り組んでまいり、令和3年11月末には感染者数が低位に推移している状況から、今年、令和4年1月1日より人数制限を解除したところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 丁寧な説明ありがとうございます。利用の制限は数回にわたり期限の延長をされ、令和4年1月1日より制限を解除されたとの回答でございますが、解除後に感染者の急増が起きました。特に、幼児、児童生徒の感染が増加しています。解除後2か月経過しましたが、現状についてはいかがでございましょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 利用人数制限の現状についてでございますが、公民館や体育施設につきましては、先ほど申しあげましたように令和4年1月1日から人数制限は解除している状況でございます。しかし、公民館や体育施設におきましては施設利用におきまして新型コロナウイルス感染症対策チェックシートの活用や利用者名簿の作成のほか、検温、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、休憩ロビーの使用制限など感

染症対策を現在も講じながら運営をしている状況でございます。なお、年明けからの新型コロナウイルス感染症オミクロン株による感染が増加をいたしまして、本町でも児童生徒における感染拡大が続いていることから、現在、小学生の感染拡大を特に防止するために、小学生の登録スポーツクラブの活動の休止を要請している状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。斑鳩町の感染者数の割合が県下で上位を占めるなど、住民はさらに不安を募らせておられます。国や県のガイドライン等がありましても、状況に応じての対応が必要なときには、町の判断で機敏に対応できる体制を維持していただくよう望みます。

続いて、③定期のサークル活動やスポーツなどの参加者について、濃厚接触者、学校、学年、学級等の閉鎖関連者の対応について、お伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染予防策も長期にわたり活動の制限が続く中で、心身ともに発散できる機会は重要なものと考えます。しかし、ワクチン未接種の子どもたちや2回のワクチン接種済みでも感染する事例など心配は絶えません。学級閉鎖で休んでいる孫や、大阪への通勤、通学者、同居している高齢者、誰もが陽性となってもおかしくない現状でございます。サークル活動やスポーツなどに参加したい、参加させたい、そういった方が少からずおられます。参加が不要不急なのかの判断は本人任せであります。学校は閉鎖で休んでいるが、子どもが行きたいからと参加している、ワクチン未接種なので不安は大きいなどの声があがっています。町としての見解をお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 濃厚接触者や学校、学年、学級等の閉鎖該当者の学校以外での活動の参加についてでございます。まず、濃厚接触者と特定された場合は、一定期間、不要不急の外出は控えるといった行動制限が課せられております。また、学校、学年、学級閉鎖の該当者も閉鎖期間中は健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう、学校から協力を求めていることから、基本的には濃厚接触者や学校、学年、学級閉鎖の該当者はその期間中はサークル活動への参加はご遠慮いただくのが基本となります。

今回、公民館の自主グループでありますとか、登録スポーツクラブの活動など自主活動団体につきましては、国、県からの特段の制限も課せられていない中で、本年1月に学校全体を臨時休業した際にはその期間中、該当する学校体育施設の使用を禁止するという措置を講じましたものの、それ以外、学年や学級閉鎖時の対応につきましては、各活動団体の判断に委ねているところでございます。

そうしたなか2月下旬に、町に対しまして学級閉鎖の該当者が活動に参加している、また、保護者間で練習に行かせるべきか休ませるべきか迷っているなどの通報や相談が寄せられたことから、各団体に活動の現況を聞き取り調査をさせていただく中で、指導者の中からも、このような状況下で活動を続けるべきかどうか迷っているという声が複数寄せられたことから、各団体も判断に苦慮されている様子がうかがえたところでございます。このようなことからこれから学校では、卒業式や学年修了といった節目の行事を迎える時期でもあり、町といたしましても現時点でワクチン接種できない小学生のスポーツ活動に対しまして、リスク回避をするための手だては必要だと判断し、去る2月25日付で翌日26日から3学期終了の3月24日まで、小学生を対象とした登録スポーツクラブに対しまして活動休止の要請を行ったところでございます。あわせまして、小学生対象の公民館自主グループに対しましても、活動自粛の呼びかけを行っているところでございます。今回、急きょ、活動休止の要請を行ったことによりまして予定変更を余儀なくされた団体もあると聞いていることから、今後は各団体共に同じような対応ができるように、活動休止の基準を定めたガイドラインなどを作成し、意思統一を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。町でも検討し対策を進められたこと、ありがとうございます。全国では感染者数の減少から規制の緩和が進められていますが、医療体制の逼迫はまだまだ予断を許しません。さらなる変異株の影響も不明でございます。状況を常にしっかりとつかみ、迅速に対応されることを重ねてお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

続いて、2点目の質問をさせていただきます。高齢者等のごみ出しの支援についてでございます。ごみはその国の文化のバロメーターと言われ、人間性そのものとも聞かれます。生きることに不可欠だと言っても過言ではありません。私は何人もの高齢の方からお話を聞く機会が数多くあります。デイサービスに行っけんねん、楽しいよといったようなうれしいお話もありますが、足腰が痛い、はっきり見えない、聞こえない、ごみわからへん、こういった訴えも何回もお話ししていただきます。収集日には町内のあちこちに集積所に残されたごみがあり、中には袋が破れて散乱しているものもございます。

まず初めにお聞きします。①として、収集日、収集物の間違いや不法投棄等の発生状況について、また、その後の処理についてお伺いいたします。お願いします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 斑鳩町では自治会等の地域ごとに収集日を設定し収集をしております。あと、今おっしゃっておりますそういったごみの出し間違いとか不法投棄の関係でございますけれども、これは高齢者だけじゃなくて全体でお答えをさせていただきます。まず、収集日を誤ったり分別が適切になされていないごみにつきましては、ルール違反ごみといたしまして袋にシールを貼りつけ、排出者にルール違反である旨を認識していただき再度分別等をしていただくため、当該集積所に置いたままにし、一定期間経過後、引き続き、違反ごみが集積所の残されている場合には、町で回収をし処理を行っているところでございます。件数については、多い日で1日30件程度のルール違反ごみが発生しております。次に、不法投棄につきましても、不法投棄である旨の警告札を貼りつけをさせていただきますして、行為者に注意喚起を行った後、撤去されなければ一定期間経過後、町で回収をし処理を行っております。実績につきましては、令和2年度におきまして10件、330キログラムの処理を行っております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。間違ってお出されたごみであるとかまた不法投棄というものも、その後の処理については町でしていただいているということで、大変手間のかかる大変なことをしていただいているのだということがよくわかりました。

さて、2月の厚生常任委員会で、現在、行われている安心サポートごみ収集の充実についての報告がございました。町のこのような前向きの姿勢は大いに評価できるものと思っております。斑鳩町は全国に先駆けてゼロ・ウェイスト宣言をいたしました。ごみの業務は自治会との協力によって進み町民の意識も高く、しっかりととりにくんでいます。しかし、自治会加入は任意で未加入の方が増加しております。未加入の理由はさまざまですが、未加入だから集団回収には出しにくいから、新聞紙も可燃ごみとして出していると言われる方もおいででございます。また、古新聞は重いから困っているとの声も聞かれます。

②の資源物有料収集の支援について、お伺いいたします。先ほど、申しあげました自治会未加入者、そして充実予定の安心サポートごみ収集事業の対象にならない方へのさらなる支援を検討いただきたいが、いかがでございましょうか。また、年度初めに自治会を通じて資源物回収共通袋の配布が行われます。しかし、未加入の高齢者がこの資源物回収共通袋を入手するための方法や問題点について、町はどのように認識されていますか、併せてお聞きいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 新聞紙や段ボールなどの資源物につきましては、自治会等の集団回収の際に排出する方法と、公共施設に設置をしております資源にカエル宝箱に入れていただく方法、衛生処理場へ直接持ち込んでいただく方法等がございます。

いずれにいたしましても、ご自身で定められた場所まで持参する必要がありますことから、安心サポートごみ収集事業におきましては、新聞紙などの資源物も収集をしておりますので、65歳以上でこういったサービスを受けられる方につきましては、本事業のこの収集時に一緒に出していただければというふうに考えております。また、安心サポートごみ収集事業の対象とならない高齢者の方につきましても、資源物集団回収団体でございます自治会や子ども会に対し、自治会の加入、未加入にかかわらず回収に対しての相談がございましたら、対応いただけるよう周知をしてまいりたいというふうに考えておりますので、地域の方に併せてご相談をいただければというふうに考えております。最後でございますけれども、資源物共通指定袋の配布の関係につきましても、環境対策課窓口で配布をさせていただいておりますけれども、高齢者の方でその方が来られない代理の方が受け取りに来られた場合につきましても、現在も適切に対応させていただいておりますことから、今後も引き続き、その状況に応じて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。自治会などへの周知に加え、未加入者への本人さんへのお知らせも必要と思われれます。ご検討いただきたいと思います。共通袋の配布については柔軟な対応を期待しておりますので、ぜひもう一歩、進めていただきたいと思います。ごみの削減、分別、資源化は斑鳩町に限らず全世界の抱える問題でございます。全部の都道府県、全部の市町村のため、斑鳩町は先進自治体としての自負を持って取り組む姿勢をさらに強め、ゼロ・ウェイスト宣言のまちとして発信していくまちづくりを要望しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

7日は、午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって延会します。

お疲れさまでした。

（午前10時51分 延会）